

三鷹市市民協働センター会議室及び附属器具使用申請書

（あて先）特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク 代表理事

次のとおり会議室及び附属器具の使用を申請します。

申請者	団体名・サークル名					
	住所					
	電話番号	()				
	氏名					
使用年月日		使用区分	使用施設名（○で囲んでください。）		使用予定者数	
①	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面（黒板側・窓側）・第2会議室・第3会議室		人	
②	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面（黒板側・窓側）・第2会議室・第3会議室		人	
③	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面（黒板側・窓側）・第2会議室・第3会議室		人	
行事名・内容						
会場表示						
参加費		無・有 () 円 (※参加費が1人につき5,000円以上の場合は、使用料が1.5倍になります。)				
特別な設備等の使用		無・有 ()				
使用目的		会議・研修会・講習会・その他 ()				
施設名	区分	午前	午後	夜間	全日	金額が1人以上につき5,000円以上の場合は、使用料が1.5倍になります。
		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:30	9:00~21:30	
	第1会議室（定員130人）	3,800円	5,100円	6,100円	13,800円	
	第1会議室半面（定員50人）	1,900円	2,500円	3,000円	6,900円	
	第2会議室（定員50人）	1,900円	2,500円	3,000円	6,800円	
第3会議室（定員15人）	500円	700円	800円	1,800円		
附属器具名		使用日	使用料	数	金額	
マイク2本（ワイヤレスマイク）		①・②・③	500円	式	※	
マイク3本 （ワイヤレスマイク2本及びピンマイク又は有線マイク）		①・②・③	600円	式	※	
ノート型パーソナルコンピュータ		①・②・③	1,000円	式	※	
プロジェクター		①・②・③	1,000円	式	※	
書画カメラ及びプロジェクター		①・②・③	1,500円	台	※	
パーソナルコンピュータ用プリンター		①・②・③	500円	台	※	
OHP		①・②・③	1,000円	式	※	
無料備品	必要な備品と使用日に○を付けてください。 テレビ・ビデオ・DVDプレイヤー・CDラジカセ 使用日 ①・②・③				-----	
	お盆 () 枚・茶碗 () 個・急須 () 個・電気ポット () 本 使用日 ①・②・③				-----	
※合計金額						
円						

備考

- ※欄は記入不要です。
- 個人情報について、三鷹市個人情報保護条例第10条の規定に基づき、本申請に係る連絡・確認以外に使用しません。

三鷹市市民協働センター会議室及び附属器具使用承認書兼使用料領収書

次のとおり会議室及び附属器具の使用を承認します。

特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク 代表理事

申請者	団体名・サークル名						
	住所						
	電話番号	()					
	氏名						
使用年月日		使用区分	使用施設名		使用予定者数		
①	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面(黒板側・窓側)・第2会議室・第3会議室		人		
②	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面(黒板側・窓側)・第2会議室・第3会議室		人		
③	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面(黒板側・窓側)・第2会議室・第3会議室		人		
行事名・内容							
会場表示							
参加費		無・有 () 円 (※参加費が1人につき5,000円以上の場合は、使用料が1.5倍になります。)					
特別な設備等の使用		無・有 ()					
使用目的		会議・研修会・講習会・その他 ()					
施設名	区分	午前	午後	夜間	全日	金額 (※参加費が1人につき5,000円以上の場合は、使用料が1.5倍になります。)	
		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:30	9:00~21:30		
	第1会議室(定員130人)	3,800円	5,100円	6,100円	13,800円		
	第1会議室半面(定員50人)	1,900円	2,500円	3,000円	6,900円		
	第2会議室(定員50人)	1,900円	2,500円	3,000円	6,800円		
第3会議室(定員15人)	500円	700円	800円	1,800円			
附属器具名		使用日	使用料	数	金額		
マイク2本(ワイヤレスマイク)		①・②・③	500円	式			
マイク3本 (ワイヤレスマイク2本及びピンマイク又は有線マイク)		①・②・③	600円	式			
ノート型パーソナルコンピュータ		①・②・③	1,000円	式			
プロジェクター		①・②・③	1,000円	式			
書画カメラ及びプロジェクター		①・②・③	1,500円	台			
パーソナルコンピュータ用プリンター		①・②・③	500円	台			
OHP		①・②・③	1,000円	式			
無料備品	テレビ・ビデオ・DVDプレイヤー・CDラジカセ 使用日 ①・②・③				-----		
	お盆()枚・茶碗()個・急須()個・電気ポット()本 使用日 ①・②・③				-----		
下記の使用料を領収しました。					領収印		
使用料 円							

備考 個人情報について、三鷹市個人情報保護条例第10条の規定に基づき、本申請に係る連絡・確認以外に使用しません。

会議室及び附属器具の使用上の注意

- 茶器を使用する際は、受付窓口にお申し出ください。
- おお客様の行動については、保護者がその責任を負うことをお約束ください。
- 危険物や不審物の持ち込みはお断りします。
- 定員を超えての入場はできません。
- 許可なく、旗・幕・プラカードその他これらに類する物を持ち込むことはお断りします。
- 騒音や大声、暴力行為などの他人に迷惑を掛ける行為はお断りします。
- アルコール類を伴う飲食をすることもできますが、飲食に伴う食中毒及び事故等については、その責任は負いかねます。飲食に伴うごみはお持ち帰りください。
- 市民協働センター建物内は禁煙です。喫煙は指定の場所（1階玄関の外側）のみでお願いします。
喫煙場所で人通りがある場合には、受動喫煙防止に配慮をお願いします。
- 建物は防音構造ではございませんので、マイクの音量は他のお客様や近隣の皆様の迷惑にならない程度でお願いします。なお、生歌・楽器の生演奏はお断りします。また、激しい運動、水や火を使った利用は禁止です。
- 駐車場は、会議室（有料）の利用者専用です。会議室1室につき、車1台の駐車が可能です。
- 利用期間中で展示品の管理や入場等の整理誘導等は利用者の責任で行ってください。
市民協働センター利用期間中に盗難その他の事故があっても、その責任は負いかねます。
- 終了後は会場及び備品は必ず元の状態に戻してください。なお、破損又は滅失した場合は相当額の弁償をしていただく場合があります。ごみはお持ち帰りください。
- 他の使用者の迷惑となる行為、申請書に記載された内容と異なる使用方法及び公序良俗に反する行為があった場合、直ちに会議室の使用を中止させていただきます。

会議室及び附属器具の減免（1週間前までに申請が必要です。）

市・都・国・その他公共団体（社会福祉協議会等）が主催する事業	無料
市・都・国・その他公共団体（社会福祉協議会等）との共催事業	無料
市・都・国・その他公共団体（社会福祉協議会等）から後援を得て行う事業	半額

使用料の還付区分	還付率
天災地変等の理由により使用することができなくなったとき。	100%
市又は指定管理者の都合により使用承認を取り消したとき。	100%
使用日の2月前までに使用の取消しを申し出たとき。	100%
使用日の1月前までに使用の取消しを申し出たとき。	50%
使用日の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。	20%

※民法の規定により初日不算入

使用に関してご不明な点がございましたら、お気軽に受付窓口におたずねください。

三鷹市市民協働センター